（別記 24）
（様式第 10 号）

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書

北方町農業委員会長　様

令和　　年　　月　　日

下記によって転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定、移転したので農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定によって届出します。

<table>
<tr><td rowspan="3">1.当事者の住所及び職業</td><td>当事者の別</td><td colspan="2">氏名</td><td colspan="4">住所</td><td colspan="2">職業</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="4"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">2.土地の所在地番、地目及び面積並びに所有者及び耕作者の氏名、住所</td><td rowspan="2">土地の所在</td><td rowspan="2">地番</td><td colspan="2">地目</td><td rowspan="2">面積</td><td colspan="2">土地所有者</td><td colspan="2">耕作者</td></tr>
<tr><td>登記簿</td><td>現況</td><td>氏名</td><td>住所</td><td>氏名</td><td>住所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">計　　㎡（田　　㎡、畑　　㎡、採草放牧地　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3.権利を設定移転しようとする契約の内容</td><td>権利の種類</td><td colspan="2">権利の設定・移転の別</td><td colspan="2">権利の設定・移転の時期</td><td>権利の存続時期</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">設　定・移　転</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">4.転用目的</td><td colspan="2">転用の目的</td><td colspan="3"></td><td colspan="3">開発許可を要しない転用行為にあっては、都市計画法第 29 条の該当号</td></tr>
<tr><td colspan="2">転用の時期</td><td>工事着工時期</td><td colspan="2"></td><td>工事完了時期</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">転用の目的に係る事業又は施設の概要</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>5.転用することによって生ずる付近の土地作物家畜等の被害の防除施設の概要</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

記載調査　(1)氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(2)関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその事務の内容を、それぞれ記載する。

(3)「工事着工時期」欄には、工事着工期日の 40 日までに農業委員会に届出書を提出することを考慮して年月日を記載する。

(4)「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入する。

添付書類　(1)土地の位置を示す地図(縮尺 1/50,000～1/10,000 程度)

(2)土地の登記簿の謄本(届出者が登記名義人と異なる場合は、謄本のほか届出者がその届出に係る農地の真正な権利者であることを証する書面)

(3)届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合には、その賃貸借につきの農地法第 20 条の許可があったことを証する書面(農事調停により成立した場合はその調停書写し)

(4)届出に係る転用行為が都市計画法第 29 条の開発許可を受けることを必要とするものである場合には、その行為につき許可を受けたことを証する書面